

実質化された人・農地プラン（令和2年度見直し）

市町村名	対象地区名／地域名	当初作成年月	直近の更新年月日
青森市	五郷 (本郷・細野・相沢・吉内・北中野)	平成25年1月	令和3年3月26日

1. 対象地区の現状

水田は基盤整備され、認定農業者を中心とした水稲の作付けにより、農地利用が図られている。水田以外では果樹が作付けされており、新規就農者によるりんご栽培がおこなわれている。山間部の傾斜地ではりんご園地が多いが、若い担い手が少なく、園地の出し手も少ないこと、パイロット事業で一度整備された農地が放任園となっていることから、農地の有効活用が困難な状況である。地域外からの雇用の確保が困難であり、労働力の不足もみられる。また、地域では鳥獣被害がみられる。

①	地域内の耕地面積	841.7 ha
②	アンケート調査等に回答した地域内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	461.9 ha
③	地域内における50歳以上の農業者の耕作面積の合計	381.7 ha
	1) うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	242.6 ha
	2) うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	7.6 ha
④	地域内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	207.9 ha

2. 対象地区の課題

課 題	概 要
① 労働力に関する課題	山間部は傾斜のきつい園地が多く、地域外からの雇用が集まりづらいため、関係機関との連携によりパート等の労働力の確保が必要である。
② 農地の集約化に関する課題	今後の中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも50歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、若い世代の新たな農地の受け手の確保が必要である。
③ りんご園地の利用に関する課題	りんご園地を継続的に有効利用するため、園地の貸借希望の情報収集を行う必要がある。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当該地域の農地利用は、本プランに中心経営体として位置づけられた経営体が担い、認定農業者や認定新規就農者の受入を促進することにより対応していくほか、関係機関と連携しながら放任園の解消を図っていくとともに、農地中間管理機構等を積極的に活用しながら、りんご園地の円滑な貸借を図り、中心経営体へ農地利用を促進していく。

4. 今後の地域農業のあり方（3の方針を実現するために必要な取組に関する方針）

認定農業者などの中心経営体の育成を促進し、当該経営体への集約化を進める。りんごは改植等を行う際に、わい化栽培を主体とした園地への若返りを図るとともに、効率的な品種構成に努める。また、機械化、有袋栽培及び農薬散布回数を軽減した栽培による高品質化を図るほか、農地中間管理機構等を積極的に活用しながら、りんご園地の円滑な貸借による農地利用を図る。また、関係機関との連携によりパート等の労働力募集を行うとともに、就農希望者の掘り起こしを行いながら新規就農を促進し、新規就農者への技術・経営面でのサポートを行い、若い世代の中心経営体の確保を図る。

5. 今後の地域の中心となる経営体の状況

○経営体数	50経営体
法人	1経営体
個人	49経営体
集落営農（任意組織）	0組織